

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年10月2日

秋田市長 沼 谷 純

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 NTT・TCLリース株式会社

代表取締役 成瀬 明 弘

住 所 東京都港区港南一丁目2番70号

名 称 紅屋商事株式会社

代表取締役 秦 雅秀

住 所 青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセンター西青森

店2階

名 称 株式会社秋田イエローハット

代表取締役 小林 聰

住 所 秋田市広面字堤敷64番地1

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 八橋新国道複合店舗

所在地 秋田市八橋大畑一丁目226-1 および226-2 ならびに八橋鯨

沼町19-1、20-1、20-2、21、22、23、24、25-2および
26-1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の設置者の名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社秋田イエローハット

代表取締役 秋 元 幸 夫

秋田市広面字堤敷64番地 1

変更後 株式会社秋田イエローハット

代表取締役 小 林 聰

秋田市広面字堤敷64番地 1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社秋田イエローハット

代表取締役 秋 元 幸 夫

秋田市広面字堤敷64番地 1

新興商事株式会社

代表取締役 高 橋 彦 一

新潟県新潟市中央区女池上山一丁目 4 番43号

変更後 株式会社秋田イエローハット

代表取締役 小 林 聰

秋田市広面字堤敷64番地 1

新興商事株式会社

代表取締役 堀 井 巍

新潟県新潟市中央区女池上山一丁目 4 番43号

(4) 変更年月日

令和 7 年 2 月 14 日 および 同年 4 月 3 日

(5) 変更理由

代表者を変更したため

2 届出年月日

令和7年9月26日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和7年10月2日から令和8年2月2日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに令和7年12月29日から令和8年1月3日まで（休日を除く。）を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由